

宇土市における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成17年10月3日

宇土市長 田口 信夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況

平成16年4月1日 現在の職員数 (A)	16年度中の異動		平成17年4月1日 現在の職員数 (A)-(B)+(C)
	退職 (B)	採用 (C)	
306	8	0	298

(参考)5年前・10年前の職員数	
平成12年4月1日 現在	平成7年4月1日 現在
351	369

(2) 職員採用の状況

区 分	試験の程度	平成16年度	平成15年度	増減
一般事務	高卒程度	0	2	-2
	短大卒程度	0	3	-3
行政	大卒程度	0	5	-5
その他		0	0	0
合 計		0	10	-10

(3) 退職者の状況(平成16年度)

区 分	退職者数	備 考
定年退職	3	
希望退職	2	
普通退職	0	
その他	3	勸奨
合 計	8	

(4) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成17年度	平成16年度		
一般行政	議 会	5	5	0	
	総 務	77	85	-8	機構改革に伴う係の統廃合
	税 務	18	18	0	
	民 生	31	31	0	
	衛 生	17	16	1	保険課の増員
	労 働	0	0	0	
	農林水産	27	26	1	公営企業会計職員からの配置替
	商 工	6	6	0	
	土 木	27	27	0	
	小 計	208	214	-6	
特別行政	教育委員会	55	56	-1	図書館の人員減
公営企業等	水 道	12	10	2	新規事業による業務増
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	15	18	-3	一般行政職員への配置替
	小 計	35	36	-1	
合 計		298	306	-8	

(5) 職務上の地位別職員数(各年度4月1日現在)

職 位	平成17年度		平成16年度		増 減	
	職員数	うち女性	職員数	うち女性	職員数	うち女性
部 長 級	8	0	7	0	1	0
課 長 級	32	0	34	1	2	1
課長補佐級	24	3	25	4	1	1
係長・主幹級	47	17	51	19	4	2
その他の職員	187	98	189	101	2	3
合 計	298	118	306	125	8	7

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H17.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)15年度 の人件費率
16年度	38,743 人	13,218,854 千円	118,932 千円	2,452,569 千円	18.6 %	22.4 %

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
17年度	267 人	1,063,171 千円	128,934 千円	431,153 千円	1,623,258 千円	6,080 千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額です。  
3. 普通会計以外に、その他特別会計として、国民健康保険会計、上水道会計、下水道会計、介護保険事業会計などがあります。

### (3) 職員平均給与額および平均年齢の状況

(平成 17 年 4 月 1 日 現在)

区分	一般行政職			
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	ラスパイレス指数
宇土市	3,294 百円	3,630 百円	41 歳 1 月	95.7
国	3,297 百円		40 歳 3 月	100.0

(注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準値。  
2. 給与月額は給料のほかに、扶養、通勤、住居手当等を含めた額。

### (4) 職員の初任給の状況

(平成 17 年 4 月 1 日 現在)

区分	宇土市		国		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	134,400 円	143,300 円	134,400 円	143,300 円

(注) 大学卒の初任給は、宇土市においては、大卒程度試験による採用の場合、国においては、種試験採用による場合の額。

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況

(平成 17 年 4 月 1 日 現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	260,900 円	313,100 円	348,600 円
	高校卒	205,700 円	260,900 円	313,100 円
技能労務職	高校卒	198,600 円	252,500 円	293,600 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

### (6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 17 年 4 月 1 日 現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計	
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主事 技師	参事	係長 参事	主幹 参事	課長 課長補佐 主幹	課長 審議員	部長		
職員数 (人)	6	20	36	44	9	57	52	9	7	240	
構成比 (%)	2.5	8.3	15.0	18.3	3.8	23.7	21.7	3.8	2.9	100	
参考	1年前の構成比	4.8	8.4	14.8	16.4	4.4	22.4	22.0	4.0	2.8	100
	5年前の構成比	5.4	10.1	14.4	5.1	8.6	33.5	16.7	3.9	2.3	100

(注) 1. 宇土市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
3. 一般行政職の中には、税務職、技能労務職(幼稚園用務員等)、幼稚園教諭、水道業務等の職員は含みません。

### (7) 昇給期間短縮の状況

区分	合計	一般行政職	その他の職	
16年度	職員数 (A)	306 人	250 人	56 人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 (B)	20 人	18 人	2 人
	比率 (B) / (A)	6.5 %	7.2 %	3.6 %
15年度	職員数 (A)	318 人	246 人	72 人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 (B)	28 人	23 人	5 人
	比率 (B) / (A)	8.8 %	9.3 %	6.9 %

(注) 1. 職員数 (A) は、各年4月1日現在の職員数。  
2. その他の職は、税務職、技能労務職、幼稚園教諭、水道業務の職員等。  
3. 昇給期間を短縮した職員数には、勤務成績による特別昇給のほか、昇任時特別昇給及び退職時特別昇給に伴う昇給期間短縮等も含む。

## (8) 職員手当の状況

(平成17年4月1日現在)

区 分	宇 土 市			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
期末手当 勤勉手当 (年度支給割合)	6月期	1.40 月分	0.70 月分	6月期	1.40 月分	0.70 月分
	12月期	1.60 月分	0.70 月分	12月期	1.60 月分	0.70 月分
	計	3.00 月分	1.40 月分	計	3.00 月分	1.40 月分
	職制上の段階,職務の級等による加算措置 有			職制上の段階,職務の級等による加算措置 有		
退職手当 (支給率)	自己都合		希望・定年	自己都合		希望・定年
	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年退職早期退職特別加算(2%~20%)			定年退職早期退職特別加算(2%~20%)		
1人当たり平均支給額			25,338 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は,前年度に退職した全職員に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (平成17年4月分)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		8.1 %
	支給退職職員1人当たり平均支給額		3,542 円
	手当の種類(手当数)		8 種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	税務職員手当,社会福祉業務手当	
	多くの職員に支給されている手当	"	

時間外勤務手当 (全職種)	16年度	支給総額	82,005 千円
		職員1人当たり支給年額	266 千円
	15年度	支給総額	88,083 千円
		職員1人当たり支給年額	275 千円

区 分	内 容				職種
扶養手当	配偶者 13,500 円				全職種
	配偶者以外				
	(ア) 2人まで それぞれ 6,000 円				
	) 職員に扶養親族でない配偶者がある場合は,そのうち1人について6,500円				
	) 職員に配偶者がいない場合は,そのうち1人について11,000円				
	(イ) (ア)以外 1人につき 5,000 円				
	(ウ) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき,5,000円を加算				
住居手当	借家		自宅		全職種
	家賃額 月額23,000円以下		新築又は購入後5年間		
	家賃額 - 12,000円		2,500円		
	家賃額 月額23,000円を超え,55,000円未満		その他		
	(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円		1,000円		
	家賃額 55,000円以上 27,000円				
通勤手当	交通機関等の利用者				全職種
	片道 20 km以上 25 km未満 11,300 円				
	定期券又は回数券等による運賃等相当額				
	片道 25 km以上 30 km未満 13,700 円				
	支給限度額:1箇月当たり55,000円				
	片道 30 km以上 35 km未満 16,100 円				
	片道 35 km以上 40 km未満 18,500 円				
	自動車等の使用者				
	片道 40 km以上 45 km未満 20,900 円				
	片道 45 km以上 50 km未満 21,800 円				
	片道 2 km以上 5 km未満 2,000 円		片道 45 km以上 50 km未満 21,800 円		
	片道 5 km以上 10 km未満 4,100 円		片道 50 km以上 55 km未満 22,700 円		
	片道 10 km以上 15 km未満 6,500 円		片道 55 km以上 60 km未満 23,600 円		
	片道 15 km以上 20 km未満 8,900 円		片道 60 km以上 24,500 円		

## (9) 特別職の報酬等の状況

(平成17年4月1日現在)

区 分		給料月額等	区 分		支給割合	
給料	市 長	816,000 円	期末手当	市 長	6月期 1.6 月分	
	助 役	645,000 円		助 役		12月期 1.7 月分
	収 入 役	580,000 円		収 入 役		計 3.3 月分
報酬	議 長	403,000 円		議 長	加算措置 有	
	副 議 長	369,000 円		副 議 長		
	議 員	348,000 円		議 員		

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 勤務時間, 休息・休憩時間, 週休日の状況  
1日の勤務時間8時間, 1週間の勤務時間40時間

勤務時間	休憩時間	休息時間	週休日
8:30 ~ 17:15	12:15 ~ 13:00	12:00 ~ 12:15   17:00 ~ 17:15	土曜日, 日曜日

- (2) 休暇制度の概要

休暇の種類		付与要件	付与日数
年次有給休暇		職員の請求時	年20日(繰越20日)を限度に付与
病気休暇		職員の負傷, 疾病による療養	必要と認める期間(90日以内)
主 な 特 別 休 暇	骨髄提供のための休暇	骨髄液提供に際する検査, 入院等	必要と認める期間
	ボランティア休暇	各種ボランティア活動(被災者支援, 福祉施設等)	年5日以内
	結婚休暇	結婚式や旅行等の行事	連続する5日以内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間(多胎妊娠は14週間)
	育児時間休暇	生後満1年に達しない子の育児	1日2回, 60分以内
	妻の出産休暇	妻の出産時の入院付添い等	2日以内
	男性の育児休暇	妻の出産に際して小学校就学前の子の養育のため	5日以内
	親族の死亡休暇(忌引)	親族の死亡	親族に応じ1日~7日
	夏季休暇	7月~9月の期間における休暇	3日
	妊娠障害休暇	妊娠中の職員の妊娠障害	9日を超えない範囲
子の看護休暇		中学校就学前の子の看護	年5日以内
組合休暇		許可を得て職員団体業務に従事	年30日以内(無給)
介護休暇		相当期間, 配偶者や父母等の介護を行う	6月を超えない範囲

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分の状況(平成16年度中)

類	処分の種	降任	降給	休職	免職	合計
	勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	2	0	2
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制, 定数の改廃, 予算の減少により廃職・過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	2

- (2) 懲戒処分の状況(平成16年度中)

類	処分の種	戒告	減給	停職	免職	合計
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
	上記処分に伴う管理職の管理監督責任による場合	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

## 5 職員のサービスの状況

### (1) サービスに関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない。根本基準のほか、次のような義務が定められています。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

信用失墜行為の禁止

秘密を守る義務

職務に専念する義務

政治的行為の制限

争議行為等の禁止

営利企業等の従事制限

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況(平成16年度中の主なもの)

#### 集合研修等

分類	研修内容	対象
階層別研修	陸上自衛隊隊内生活体験研修	新規採用職員
	職員基礎研修	新規採用職員
	職員基礎研修	新規採用職員・旧保育士
	パソコン研修	新規採用職員・旧保育士・希望者
専門研修	人事考課研修	係長以下全職員 課長補佐以上全職員
	環境ISOレベルアップ講習	全職員
	メンタルヘルス研修	全職員
	男女共同参画研修	一般職 管理職(課長補佐以上)
	英会話基礎講座	希望者
その他の研修	派遣研修(自治大学校・市町村アカデミー・日本経営協会等)	各部からの推薦者

### (2) 勤務評定の状況(平成16年度)

	部長級	課長級	課長補佐 主幹・係長級	一般職員
評定項目	業績・能力・勤務態度	同左	同左	同左
評定時期	11月	同左	同左	同左
活用分野	昇給・昇格・配置・勤 勉手当成績率	同左	同左	同左

## 7 職員の福利及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福利制度の状況(平成16年度)

区分	内容(対象者)
共済制度	熊本県市町村共済組合の制度による(全職員)
健康診断	定期健康診断(人間ドック受診者以外の全職員)
	人間ドック(30歳以上の職員のうち希望者)
互助組織	名称:宇土市職員互助会 加入者:一般職,常勤の特別職 主たる事業:超音波検診・婦人がん検診助成,体育・文化活動助成ほか 主たる財源:職員の互助会費(62.7%),市補助金(24.2%)

### (2) 公務災害の状況(平成16年度)

種類	発生件数	事案の概要
通勤災害	0	
公務災害	0	

### (3) 育児休業等の取得状況(平成16年度中に新たに育児休業を取得した職員について)

#### (3) - 1 育児休業承認期間

(単位:人)

	育児休業対象者数	うち育児休業取得者	育児休業承認期間					合計
			6月以下	6月~1年以下	1年~1年半以下	1年半~2年以下	2年~3年以下	
男性職員	4	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	1	0	0	1
合計	5	1	0	0	1	0	0	1

#### (3) - 2 部分休業承認期間

(単位:人)

	部分休業承認期間					合計
	6月以下	6月~1年以下	1年~1年半以下	1年半~2年以下	2年~3年以下	
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

#### (3) - 3 部分休業取得時間

(単位:人)

	1日の部分休業取得時間(平均)				合計
	30分以下	30分~60分以下	60分~90分以下	90分超	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

### (4) 利益の保護の状況

内容	件数
職員の給与,勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0

## 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況等

### 定員適正化目標

平成7年度から平成13年度までの7年間を計画期間とする前期の定員適正化計画では、目標を超えて職員数を削減することができました（削減目標16人（4.3%）に対し、平成13年度末で40人（10.9%）削減）。しかし、今後厳しさを増すと予測される財政状況を踏まえ、さらに積極的に定員の適正化に取り組んでいくため、平成14年度から平成17年度までの4年間を期間とする新たな定員適正化計画を策定し、目標達成に努めました。

	14年	15年	16年	17年	18年	備 考
目標総職員数	333	323	312	312	300	各年度4月1日現在の総職員数
対前年度比	-	-10	-11	0	-12	4年間で33人の削減

### 定員適正化手法の概要

- (1) 従来からの手法である、退職者枠に対する採用者枠の削減方式により定員を削減します。ただし、退職不補充による極端な削減方法は、年齢的な断層を招く等により将来的に様々な不都合を生じる恐れがあるために行わず、長期的・計画的な採用を行います。
- (2) 将来的に国・県からの移管事業等事務の増加が見込まれますが、人員を増やすことなく、また、住民サービスを低下させることなく、多様化する行政ニーズに対応することが基本であり、そのために以下の手法により、機能的・効率的な行政体制を整えます。
  - a 事業内容及び事務量の把握・分析を徹底し、人員の適正な配置を積極的に推進します。
  - b 民間委託が可能な業務を検討し、積極的に推進します。
  - c 公務能率の向上を図るため、行財政改革大綱に示された諸施策に取り組むとともに、人材育成基本方針にしたがい、職員の意識改革や職場内外の研修等に積極的に取り組みます。
- (3) 組織機構の見直しを行います。
- (4) 職員に対し広く希望退職を募り、早期退職を促進します。

### 定員適正化計画の年次別進捗状況の概要

（職員数は各年4月1日現在）

	年 度	14	15	16	17	実績	計画に対する実績差
総職員数	目標数	333	323	312	312		
	退 職		19	22	8	49	
	採 用		9	10	0	19	
	差 引		-10	-12	-8	-30	
	職員数	328	318	306	298	298	-14

- （注）1 退職は前年度内の退職者数であり、採用は前年4月2日から当年4月1日までの採用者数です。  
 2 平成14年度の「目標数」に比べ「職員数」が5人少ないのは、平成14年1月に定員適正化計画を策定した後、5人の希望退職者があったことによります。  
 3（参考）平成17年4月1日現在の職員数は298人です。